～「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」の
見直しに当たって ～

柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方

（事務局暫定案）

新 潟 県

平成２４年４月

目　　次

Ⅰ　基本的な考え方

１　背　景 …… 1

２　過酷事故時の対策の考え方 …… 1

Ⅱ　防災対策の実施範囲等

１　原子力防災対策の実施範囲と考え方 …… 2

２　過酷事故時の避難等の対応 …… 2

①　即時避難区域 …… 2

②　避難準備区域 …… 2

③　屋内退避計画地域 …… 3

④　放射線量監視地域 …… 3

原子力防災対策の実施範囲のイメージ …… 5

Ⅲ　災害予防対策

１　情報共有体制の整備 …… 6

２　避難所等の確保・調整 …… 6

３　食料・物資の備蓄 …… 7

４　避難体制の整備 …… 7

５　屋内退避体制等の整備 …… 7

6　避難・屋内退避の住民への事前周知 …… 8
7　災害時要援護者の避難・屋内退避体制の整備 …… 8
8　モニタリング体制の整備 …… 9
9　緊急被ばく対策に係る体制の整備 …… 9
10　広域的連携体制の確保 …… 9
11　複合災害対策 …… 10

Ⅳ　災害応急対策等

1　避難・屋内退避の指示 …… 10
2　避難の実施 …… 12
3　屋内退避の実施 …… 12
4　災害時要援護者の避難・屋内退避の実施 …… 13
5　避難者・屋内退避者の生活支援 …… 13
6　避難・屋内退避の解除 …… 14
7　緊急時モニタリングの実施 …… 14
8　緊急被ばく対策の実施 …… 14
9　広域応援の要請 …… 14
10　風評被害の軽減 …… 15

用語解説 ……16

Ⅰ　基本的な考え方

１　背　景

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害の発生及び拡大を防止し、その復旧を図るために必要な対策については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）を十分に尊重しながら、「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」において定めている。

しかし、平成23年３月11日に発生した東日本大震災によって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質が放出される事態となり、防災指針のほか、国の防災基本計画（原子力災害対策編）等に定める内容を超える対策が求められることとなった。

県としては、福島第一原子力発電所における事故を踏まえた、より現実的な防災対策を早期に講じる必要があることから、国による事故の検証結果を待つことなく、現時点で得られた事故の教訓や、原子力安全委員会が取りまとめた「「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について　中間とりまとめ」を踏まえ、緊急的に講じるべき措置を定めることとする。

２　過酷事故時の対策の考え方

この「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方」は、発電所における過酷事故を想定した住民避難対策を中心に、緊急的に取り組まなければならない課題への対策の考え方について、一定の整理を行ったものである。

今後、この考え方を踏まえて、「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」の見直しを進めるものとするが、市町村及び関係機関は、この考え方に定める対策について、できるところから具体的な取組を進めるものとする。

なお、過酷事故への対策を進めるに当たり、県域を超える広域的な調整や現行制度の見直しが必要な項目については、国に対して要望等を行い、災害対策の実効性の確保に努めることとする。

Ⅱ　防災対策の実施範囲等

１　原子力防災対策の実施範囲と考え方

発電所において過酷事故（過酷事故が発生するおそれのある事象を含む。以下同じ。）が発生した場合における初動対応の円滑な実施に向け、県内全域において、発電所からの距離に応じた適切な原子力防災対策を確実に進める。

２　過酷事故時の避難等の対応

過酷事故の発生時における初動時の基本的な避難等の対応は、発電所の中心からの距離等に基づき、次のとおりとする。

①　即時避難区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone

予防的防護措置準備区域）

おおむね半径５km圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域として、あらかじめ定める発電所に係る特定事象（以下「特定事象」という。）の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（ＰＡＺ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初からおおむね半径30km圏外への避難を実施するものとする。

②　避難準備区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action Zone

緊急時防護措置準備区域）

おおむね半径５～30km圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域として、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、おおむね半径30km圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

なお、避難準備区域（ＵＰＺ）内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

③　屋内退避計画地域（ＰＰＡ：Plume Protection Planning Area
プルーム防護措置実施地域）

おおむね半径30～50km圏については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域として、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

なお、屋内退避計画地域（ＰＰＡ）においても、緊急時モニタリングの結果等から避難等の対応が必要な場合には、避難準備区域（ＵＰＺ）と同様の対応を実施する。

④　放射線量監視地域

県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。

また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

なお、放射線量監視地域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（ＵＰＺ）又は屋内退避計画地域（ＰＰＡ）と同様の対応を実施する。

なお、上記①～③の地域区分については、当該地域が含まれる市町村の行政区画、地勢等地域に固有の自然的・社会的周辺状況を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的に地域を定めるものとする。

また、即時避難区域（ＰＡＺ）外への避難が必要となる特定事象、避難準備区域（ＵＰＺ）外への避難が必要となる計測可能な判断基準並びに屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用等が必要となる判断基準については、国における検討状況を踏まえながら、別に定めるものとする。

各区域・地域における基本的な防護対策

必要な防護対策や資機材	即時避難区域	避難準備区域	屋内退避計画地域	県内全域
	５km圏	５～30km圏	30～50km圏	
避　　難	○	○	-	-
屋内退避	-	○	○	-
防護マスクの配備	○	-	-	-
簡易マスクの配備	-	○	○	-
食料・物資の備蓄	○	○	○	-
安定ヨウ素剤の配備	○	○	○	○
モニタリング体制の整備	○	○	○	○

原子力防災対策の実施範囲のイメージ

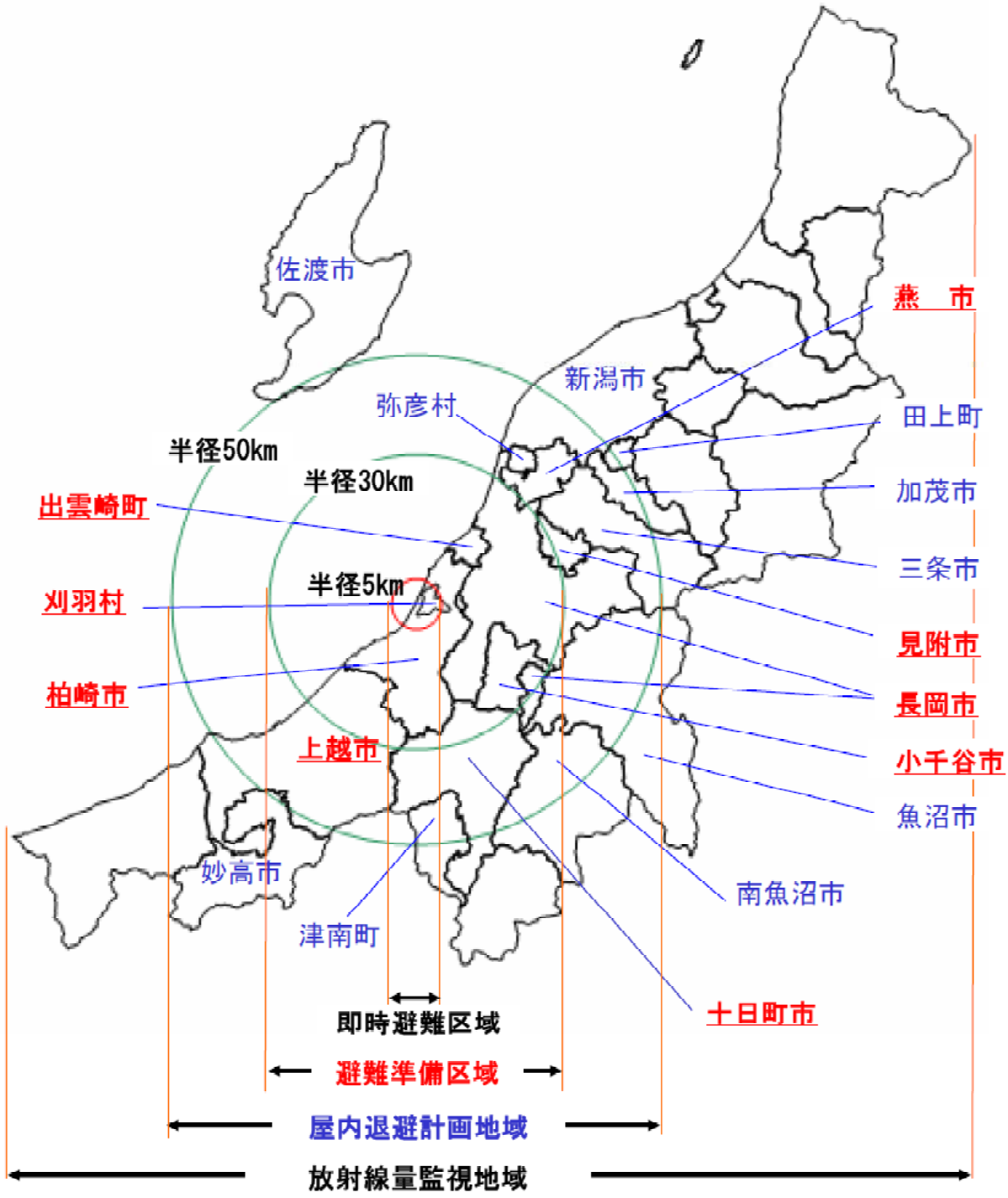

※　各区域の境界線は、同心円で一律に定めるのではなく、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら定める必要がある。

Ⅲ　災害予防対策

1　情報共有体制の整備

①　県、市町村、国及び関係機関は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

②　即時避難区域（ＰＡＺ）又は避難準備区域（ＵＰＺ）を含む市町村（以下「避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村」という。）は、その区域内に居住、勤務、在学等する者の人数、自家用車保有の有無等の現況をあらかじめ把握するものとする。

③　東京電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）は、特定事象が発生した場合に、直ちに、市町村、県及び国に通報する体制を整備する。

県、市町村及び国は、特定事象が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

2　避難所等の確保・調整

①　県は、市町村の区域を超えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、あらかじめ避難住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）が、避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、県は、県内市町村での避難住民の受入れが困難となる場合も想定し、近隣県への避難についても検討を進める。

②　受入可能市町村は、避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

なお、受入可能市町村は、避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村と協議し、避難住民が円滑に生活できるよう配慮し、あらかじめ地域コミュニティ単位で避難所を割り当てる。

③　避難準備区域（ＵＰＺ）及び屋内退避計画地域（ＰＰＡ）を含む市町村は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物等の施設を、あらかじめ地域コミュニティ単位で割り当てる。

④　避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれ

ることとなる場合に備え、受入れ可能市町村と協力し、行政拠点の移転場所をあらかじめ選定する。

３　食料・物資の備蓄

①　県、即時避難区域（ＰＡＺ）、避難準備区域（ＵＰＺ）及び屋内退避計画地域（ＰＰＡ）を含む市町村（以下「屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内市町村」という。）並びに屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内市町村に居住する住民及び所在する事業所は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

②　県は、安定ヨウ素剤、マスク等の防護資機材を整備し、市町村は、県と協力し、原子力防災対策を実施すべき地域の区分に応じて、資機材の配備や避難・屋内退避時の配布体制を整備する。

４　避難体制の整備

①　避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村は、県及び県警察本部等の防災関係機関と協力し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導体制等について、複数のパターンの行動計画を具体的に定めておくものとする。

②　避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村は、住民避難に当たり、自家用車の利用も考慮しながら、バス、鉄道、船舶等の代替の避難手段の確保策を含めて避難体制を整備する。

なお、避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村は、代替の避難手段の確保に当たり、県と協力し、交通・運送事業者との調整を行い、交通・運送事業者は、具体的な行動計画を定めておくものとする。

③　県は、道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路の把握に努める。

④　県警察本部は、関係機関と連携し、交通規制、誘導等の体制を整備する。

５　屋内退避体制等の整備

避難準備区域（ＵＰＺ）及び屋内退避計画地域（ＰＰＡ）を含む市町村は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導体制について、行動計画を具体的に定めておくものとする。

６　避難・屋内退避の住民への事前周知

①　県及び市町村は、過酷事故発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理する。

②　屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内市町村は、避難・屋内退避が必要となる住民に対して、避難経路・避難所及び集合場所・屋内退避所について、あらかじめ周知する。

③　受入可能市町村は、避難住民を受け入れる際の自市町村の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

④　県は、市町村の協力により、過酷事故発生時に児童・生徒が適切に行動できるよう、原子力防災に関する教育の充実に努めるとともに、小・中・高等学校等の管理者に対して、避難体制について行動計画を具体的に定めておくよう要請する。

⑤　県及び市町村は、過酷事故発生時に住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、原子力災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及に努める。

７　災害時要援護者の避難・屋内退避体制の整備

①　屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内市町村は、在宅の災害時要援護者※の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づいて避難支援体制を整備する。

※ 災害時要援護者とは、災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動に制約がある高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。

②　県は、即時避難区域（ＰＡＺ）、避難準備区域（ＵＰＺ）及び屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内の病院、福祉施設等に対して、入院又は入所する災害時要援護者の避難・屋内退避が円滑に実施できるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請する。

なお、県は、市町村、医療機関及び施設管理者の協力により、入院患者又は入所者の受入等、病院や福祉施設間の協力体制を整備する。

③　県は、避難所・屋内退避所における災害時要援護者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内市町村、受入可能市町村、防

災関係機関と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。

8　モニタリング体制の整備

①　県は、モニタリングポストを始めとする設備・機器の整備に努め、広域的なモニタリング体制を確保する。

　また、市町村は、県の助言や協力によって、校庭、公園、側溝等の住民生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努める。

②　県及び市町村は、大気中の放射線測定のほか、飲食物の汚染状況調査等の実施を視野に入れ、国等の関係機関と協力し、モニタリングなど放射能に関する必要な知識を有する人材の養成・確保に努める。

③　県及び市町村は、国等の関係機関と協力し、観測データの共有や公表の体制を整備する。

9　緊急被ばく対策に係る体制の整備

①　県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、放射線測定資機材、防護服、安定ヨウ素剤、キレート剤等、必要な資機材や要員の整備に努める。

　なお、市町村は、県の協力によって、緊急被ばく対策に関わる要員等の確保に努める。

②　県は、市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。

　なお、市町村は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定める。

③　県は、放射性物質の放出後の住民避難に備え、スクリーニング、除染、健康相談等が実施できる仮設救護所の設置体制の整備に努める。

　なお、市町村は、仮設救護所の運営の支援体制を整備する。

④　県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、緊急被ばく医療機関の整備など、広域的な医療体制の整備に努める。

10　広域的連携体制の確保

①　県は、受入可能市町村の調整のほか、モニタリングの支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。

②　県は、広域避難所の選定、関係市町村の避難計画立案支援等、関係市町村と受入

可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

11　複合災害対策

県は、大規模自然災害等により原子力発電所の過酷事故が発生する場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、複合災害時の情報収集・伝達、緊急時モニタリング、避難等に関する体制の整備を検討するものとする。

Ⅳ　災害応急対策等

1　避難・屋内退避の指示

（１）即時避難区域（ＰＡＺ）内の住民等の避難

①　原子力事業者は、特定事象が発生した場合には、県、市町村及び国に、直ちに通報する。

②　知事は、①の通報を受けた場合には、即時避難区域（ＰＡＺ）を含む市村の長を経由して、即時避難区域（ＰＡＺ）内の住民等に、直ちに避難をするよう指示する。

この場合において、知事は、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難施設名を示すとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

③　即時避難区域（ＰＡＺ）を含む市村の長は、②の避難指示があった場合には、即時避難区域（ＰＡＺ）内の住民等に対し、避難施設名及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

④　即時避難区域（ＰＡＺ）を含む市村の長は、①の通報を受けた場合において、緊急的に必要があるときは、知事の避難指示を待たずに、即時避難区域（ＰＡＺ）内の住民等に、直ちに避難するよう指示する。

（２）避難準備区域（ＵＰＺ）内の住民等の避難等

①　避難準備区域（ＵＰＺ）内市町村の長は、(1)①の通報を受けた場合には、避難準備区域（ＵＰＺ）内の住民等に対し、屋内退避場所を周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

②　知事は、緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等気象状況若しくは国による予測結果から避難が必要であると判断される区域

（以下これらを「避難区域」という。）が確認された場合には、避難準備区域（ＵＰＺ）を含む市町村に対し速やかに通知するとともに、避難区域を含む市町村（以下「避難市町村」という。）の長を経由して、避難区域の住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村及び避難施設名を示すとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

③　避難市町村の長は、②の通知を受けた場合には、避難区域の住民等に対し、避難施設名及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

④　避難市町村の長は、避難区域が確認された場合において、緊急的に必要があるときは、知事の避難指示を待たずに、避難区域の住民等に速やかに避難するよう指示する。

（３）屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内の住民等の屋内退避

①　県は、屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内について、緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合又は国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合には、屋内退避計画地域（ＰＰＡ）を含む市町村に対し、速やかに通知する。

②　①の県による緊急時モニタリングの結果又は国による予測結果等から、屋内退避が必要となる区域を含む市町村の長は、①の通知を受けた場合には、当該区域の住民等に対し、屋内退避場所を周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

③　屋内退避計画地域（ＰＰＡ）を含む市町村は、①の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた行動計画に基づき、②により屋内退避を指示した区域以外の屋内退避計画地域（ＰＰＡ）内について、屋内退避の準備を実施する。

（４）避難措置の追加

①　知事は、(2)①又は(3)②により屋内退避の指示があった区域（以下「屋内退避区域」という。）について、その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量を計測した場合又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは国による予測結果から避難が必要であると判断される場合には、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。

（５）緊急的に必要がある場合の避難等の指示

知事又は市町村長は、(1)から(4)までによる避難又は屋内退避の指示のほか、緊急時モニタリングの結果が明らかでない場合等において緊急的に必要があるときは、避難又は屋内退避の指示を行うものとする。

２　避難の実施

①　受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

②　避難市町村は、県及び県警察本部等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた行動計画に基づいて住民避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

なお、避難市町村は、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

③　県は、市町村長から避難誘導等に係る要請があった場合には、必要な支援を実施する。

④　県警察本部は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。

⑤　避難市町村は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

⑥　避難市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。

なお、避難市町村は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。

３　屋内退避の実施

①　屋内退避区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）は、コンクリート建物等の施設に住民等を誘導するものとする。

自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。

②　屋内退避市町村は、放射性物資の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

③　屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努めるものとする。

なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、知事に対して、速やかに避難指示を行うよう求める。

４　災害時要援護者の避難・屋内退避の実施

①　市町村は、在宅の災害時要援護者の避難・屋内退避について、「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。

②　病院、福祉施設等は、入院又は入所する災害時要援護者の避難・屋内退避について、避難誘導等の計画に基づき実施する。

③　消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、災害時要援護者の避難・屋内退避が困難な場合には、避難等の支援を実施する。

５　避難者・屋内退避者の生活支援

①　受入市町村は、初動期において、避難市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数を始め現況を把握する。

また、屋内退避市町村は、屋内退避を指示した場合には、屋内待避所ごとに退避者の人数を始め現況を把握する。

②　受入市町村は、初動期において、避難市町村、県、防災関係機関等と協力し、避難所において避難者に対する各種ケアを実施する。

③　受入市町村は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難市町村と協議の上、当該市町村に引き継ぐものとする。

④　屋内退避市町村は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努める。

⑤　県は、住民等の避難が長期化した場合には、市町村と協力の上、避難所運営に当たって、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策及び避難所の衛生対策等に留意するとともに、災害時要援護者の処遇及び男女のニーズの違いについて十分配慮するものとする。

⑥　電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、県、市町村等と

協力し、屋内退避地域での供給を確保する。

⑦　受入市町村及び避難市町村は、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行うものとする。

6　避難・屋内退避の解除

①　県（市町村が避難指示を行った場合は、市町村長）は、緊急時モニタリングの結果、避難市町村における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市町村と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

②　屋内退避市町村は、①の緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

7　緊急時モニタリングの実施

①　県は、モニタリングポスト等の設備・機器及び要員の配置を強化し、関係機関と協力し、必要な緊急時モニタリングを実施する。

②　県及び市町村は、国等の関係機関と協力し、観測データの共有に努め、速やかに住民等にモニタリング結果を周知する。

8　緊急被ばく対策の実施

①　県は、国、医療機関、防災関係機関、市町村と協力し、放射線測定資機材、防護服、安定ヨウ素剤等、資機材や要員の配置を強化するとともに、医療機関と連携し、緊急被ばく対策を実施する。

②　県は、放射性物質の放出後に住民避難を実施する場合には、仮設救護所を設置し、スクリーニング、除染、健康相談等を実施する。

なお、市町村は、県の協力によって、仮設救護所の運営を支援する。

9　広域応援の要請

①　県は、過酷事故発生時、必要に応じ、原子力災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定など、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他の道府県や全国知事会等に対し、速やかに人員、資機材又は

物資の応援要請を行う。

② 県及び県警察本部は、過酷事故発生時、必要に応じ、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の出動を要請し、応援を求める。

10 風評被害の軽減

① 県は、放射性物質や放射線による影響が五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を踏まえ、国、市町村及び防災関係機関と協力し、緊急時の心理的動揺や混乱・誤解を軽減するため、放射性物質や放射線の放出による周辺環境等への影響について、正確な情報提供と迅速かつ的確な広報を行う。

② 県は、国、市町村、防災関係機関をはじめ、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

用語解説

あ	
安定ヨウ素剤	安定ヨウ素剤とは、放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
か	
環境放射線モニタリング	原子力発電施設、再処理施設等の周辺監視区域境界付近の放射線量率、土壌、陸水等の放射能濃度等を測定、評価することを意味する環境放射線のモニタリングをいいある状態を調査・監視すること。
キレート剤	キレート剤は、カニがハサミで物を挟むような形で金属（放射性ストロンチウム、放射性セシウム、プルトニウムなど）を選択的に体外に排出する目的で使用される薬品。
甲状腺機能低下症	甲状腺ホルモンの分泌量（活性）が不十分となり、無力感、皮膚の乾燥、発汗減少、便秘、体重増加などの症状が現れる疾患のこと。子供の場合、発達障害に至る場合がある。
さ	
スクリーニング	原子力災害が起きた場合、住民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査すること。
は	
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団のこと。
ま	
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。